

○静岡市建築基準法等の規定に基づく公開による意見の聴取等に関する規則

平成 15 年 4 月 1 日

規則第 230 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、静岡市西島・下島及び平和町特別工業地区建築条例（平成 15 年静岡市条例第 242 号）、静岡市蒲原特別工業地区建築条例（平成 18 年静岡市条例第 8 号）、静岡市由比特別工業地区建築条例（平成 20 年静岡市条例第 70 号）、静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 20 年静岡市条例第 71 号）及び静岡市大規模集客施設制限地区建築条例（平成 23 年静岡市条例第 29 号）の規定に基づく公開による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）及び公開口頭審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 24 規則 53・一部改正)

(意見の聴取の請求)

第 2 条 法第 9 条第 3 項又は同条第 8 項（法第 10 条第 4 項、第 45 条第 2 項、第 88 条第 1 項から第 3 項まで、第 90 条第 3 項並びに第 90 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により意見の聴取を請求しようとする者は、意見の聴取請求書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(平 17 規則 101・一部改正)

(開催の通知)

第 3 条 市長は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取の期日及び場所並びに事案の要旨を意見の聴取開催通知書（様式第 2 号）により、前条の規定により意見の聴取の請求をした者又は法第 46 条第 1 項及び第 48 条第 15 項（法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）、静岡市西島・下島及び平和町特別工業地区建築条例第 2 条第 2 項、静岡市蒲原特別工業地区建築条例第 2 条第 2 項、静岡市由比特別工業地区建築条例第 2 条第 2 項、静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 14 条第 2 項及び静岡市大規模集客施設制限地区建築条例第 3 条第 2 項の利害関係を有する者若しくは法第 72 条第 1 項（法第 74 条第 2 項及び第 76 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。）の関係人（以下これらを「当事者」という。）に通知するものとする。

(平 24 規則 53・一部改正)

(議長及び関係者の出席)

第 4 条 意見の聴取は、市長又は市長の指定した職員が議長となつて行う。

2 市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ意見の聴取の期日及び場所並びに事案の要旨を関係行政機関の職員その他の関係人又はこれらの者の代理人（以下「関係者」という。）に通知してその出席を求め、その意見を聴くことができる。

（口述審問）

第5条 意見の聴取は、口述審問によって行う。

（当事者の代理人）

第6条 当事者は、意見の聴取に代理人を出席させることができる。この場合において、当事者は、あらかじめ委任状を市長に提出しなければならない。

（意見の聴取の延期等）

第7条 当事者又はその代理人は、やむを得ない理由により意見の聴取に出席できないときは、意見の聴取の期日の前日までにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の理由が正当であると認めたとき、災害その他やむを得ない理由により意見の聴取を行うことができないと認めたときその他必要があると認めたときは、意見の聴取の期日を延期することができる。

3 当事者又はその代理人が第1項の届出をしないで意見の聴取に出席しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。

（陳述書及び調書による意見の聴取）

第8条 前条第2項の規定による届出をした当事者又は第6条の代理人は、意見の聴取に係る陳述書を市長に提出することができる。

2 前項の規定により陳述書が提出された場合の意見の聴取は、当該陳述書及びその事項の調査に当たった職員が作成し、署名した調書を朗読して行う。

3 当事者又は第6条の代理人が正当の理由がないのに出席せず、かつ、第1項の陳述書が提出されない場合の意見の聴取は、前項に規定する調書によって行うことができる。

（議長又は関係者の発言禁止）

第9条 議長又は関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該意見の聴取に係る事項について、発言することができない。

（1）当事者の親族であるとき。

（2）当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

2 議長が前項各号のいずれかに該当するときは、市長は、他の職員に議長を代理させなければならない。

(当事者及び関係者の発言)

第 10 条 当事者及び関係者は、議長の許可を受けなければ発言することができない。

(会場の秩序保持)

第 11 条 議長は、場内を整理し、又はその秩序を維持するため必要があるときは、当事者、関係者又は傍聴人の出席を制限することができる。

2 議長は、意見の聴取を妨害し、又は会場の秩序を乱す者に対して退場を命ずることができる。

(意見の聴取の記録)

第 12 条 議長は、意見の聴取の出席者の氏名、次第及び内容の要旨を記録しなければならない。

(準用)

第 13 条 第 3 条から前条までの規定は、法第 94 条第 3 項の規定により、静岡市建築審査会が公開口頭審査を行う場合に準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(平 18 規則 109・旧附則・一部改正)

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

2 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町建築協定に関する公聴会規則(昭和 60 年蒲原町規則第 17 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平 18 規則 109・追加)

附 則(平成 17 年 5 月 31 日規則第 101 号)

この規則は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 8 日規則第 109 号)

この規則は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日規則第 46 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 8 月 31 日規則第 66 号)

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

意見の聴取請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所

請求者

氏 名

年 月 日 で通知がありました措置について異議がありますから、建築基準法第 条第 項の規定により意見の聴取を行うことを請求します。

様式第2号（第3条関係）

意見の聴取開催通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあった意見の聴取については、建築基準法第 条第 項(第 条第 項において準用する同法第 条第 項)の規定により次のとおり行いますので、通知します。

意見の聴取の期日	年 月 日 時 分から
意見の聴取の場所	
意見の聴取の要旨	

(注)

- 1 意見の聴取に出席する場合には、この通知書を持参してください。
- 2 意見の聴取には、代理人を出席させることができます。この場合には、あらかじめ委任状を市長に提出してください。
- 3 やむを得ない理由により意見の聴取に出席できないときは、意見の聴取の期日の前日までにその旨を市長に届け出てください。この届出をした場合には、意見の聴取に係る陳述書を市長に提出することができます。
- 4 3の届出をしないで意見の聴取に出席しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなします。